

Title	ジンバブウェにおけるコモンズの悲劇と「フロンティア」の出現： ファストトラック土地改革とハイパーインフレーション
Sub Title	The tragedy of the commons and the emergence of "the frontier" in Zimbabwe : the fast track land reform and the hyperinflation
Author	井上, 一明(Inoue, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.3 (2016. 3) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	富田広士教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160328-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160328-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジンバブウェにおけるコモنزの悲劇と「フロンティア」の出現

——ファストトラック土地改革とハイパーインフレーション——

井 上 一 明

はじめに

第一章 コモンズとは何か

第二章 コモンズの分類

第三章 コモンズの悲劇とその管理運営

第四章 ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇と「フロンティア」の出現

結論

はじめに

本稿は、ジンバブウェにおける共同牧草地いわゆる共有財の管理運営をめぐる諸問題について考察しようとするものである。<sup>(1)</sup>

コモنز（共有財・commons）の管理運営に関する問題は、一般に環境問題との関連において取り上げられて

きた。たとえば、森林の過剰伐採、水産資源の枯渇の問題、河川（特に国際河川）の管理、さらにはオゾン層の問題など地方のレベル、国家のレベル、そして地域のレベル、さらにはグローバルなレベルといったあらゆるレベルにおける共有財が議論の対象となり、問題の核心は誰がどのようにコモンズを「統治（管理運営）」するかにあると言つてよいだろう。

本稿で取り上げるジンバブウェの共同牧草地の管理運営をめぐる考察が、一般論としてのコモンズの管理運営にとつてどこまで有効かは定かではない。ここで取り上げるケースが、極めて局地的で特殊なものである可能性は否定できない。しかしながらジンバブウェにおける共同牧草地の制度的位置づけ、同地の管理運営をめぐる行動するさまざまなアクター、そしてアクターの行動を枠づける社会構造と規範などに対する分析は、本稿が単なるシングルケース・スタディーで終わることがないように留意している。

こうした問題意識にもとづいてケーススタディーとして取り上げるのは、ジンバブウェ、マシヨナランド・セントラル州、マゾエ郡、チウエシエ地区、チスヴィイ村の共同牧草地である。そしてこの村におけるコモンズ（共同牧草地）が、誰によつて、どのように管理運営されてきたのか、またなぜこれが消滅の危機に瀕し、そしてどのような理由で復活したのかについての考察を試みる。

その前に、コモンズとは何か、そしてその運営管理に関する先行研究、ならびに一般論を述べておきたい。

## 第一章 コモンズとは何か

近年、環境問題との関連においてコモンズに関する研究が増えているが、コモンズとは何か、そしてコモンズの定義に関しては研究者によつてさまざまである。したがつてまずコモンズの定義に関して先行研究を概観して

おく必要がある。

秋道智彌は、コモンズを「共有」とみなされる自然物や地理的空間、事象、道具だけではなく、共有資源（物）の所有と利用の権利や規則、状態までも含んだ包括的な概念と規定している。<sup>(2)</sup>これに対して、オストロム（E. Ostrom）は、「共有貯蔵資源（common-pool resources: CPRs）」というタームを使い、これは国防、警察または一般道路、堤防などの社会資本のように、各個人が共同で消費する財・サービスであるとしている。そして CPRs は、コストを負担しない人を排除できない（すなわち「フリーライダー」が発生する）ものであるという。つまりある人の消費により他の人の消費量が減少することがない財・サービスである。これに類似する概念が公共財（public goods）である。<sup>(3)</sup>

それでは、コモンズあるいは CPRs と公共財の違いとは何か。一つの区分基準は、オストロムによれば財・サービスを消費する際に人々のあいだに「競争（rivalry）」が存在するか否か、ということである。すなわち、公共財とみなされるといえば酸素は、大変豊富に存在するために一人の人間の消費が他の人間の消費に影響を与えない。これに対して共有貯蔵資源、たとえば清潔な水は地球上の多くの地域において不足している。したがってこの消費をめぐる競争が発生するために共有貯蔵資源である。<sup>(4)</sup>

オストロムのいう CPRs は、秋道の言う「コモンズ」、そしてフィーニー（D. Feeny）等の言う「共有財産資源（common-property resources）」に該当する。フィーニー等は、「共有財産資源」を次のように説明している。共有財産資源としては、たとえば、漁場、野生動物、地表、地下水、山脈、森林などをあげることができ、その特徴として次の二点を指摘することができる。すなわち、

① 排除性（excludability）ないしはアクセスのコントロール（control of access）。これは潜在的な利用者が、他者のアクセスをコントロールすることがきわめて、ないしは事実上不可能である（魚、野生動物、地下水など）。

②減算性 (subtractability) ないしは競争 (rivalry)。これは各々のユーザーが、他のユーザーの繁栄を減ずる能力を持っている。そしてユーザーたちが、自分たちの資源の生産性を高めるために協力したとしても (たとえば植林)、資源というものは一人のユーザーがどの程度資源を利用したかということが、同じ資源を利用する他のユーザーの能力にマイナスの影響を与える、という本質を有している。すなわち減算性は、個人の合理性と集団の合理性のあいだの潜在的な乖離の源である。

なおフリーニー等は、排除性について特定のコミュニティのメンバー以外の人々を排除する力 (権力) として定義し、移動性の資源 (動物や魚など) の場合には、この排除性を設定することは困難であるが、牧草地、森林、水資源などの場合には排除性を設定することは可能であるとしている。<sup>(5)</sup>

## 第二章 コモンズの分類

ところでコモンズにはさまざまな分類の方法が存在する。たとえば秋道は、次のように分類している。

### ①ローカル・コモンズ・地域の共有地 (共有資源)

農林漁業などの生産活動を基盤とする村落社会や共同体では、入会地、共有林、沿岸の共同漁業などの共同的所有のあり方 (制度) がローカル・コモンズの中核となる。

共有地とそこに含まれる資源に対して住民みずからが利用慣行や権利を村落の成員間で共有し、外部者を排除する。村落や共同体にとつての共有地とその利用慣行は、個人でも国家でもない村の成員間で了解されている。その村以外の人々にとつては、そこが共有地であろうとなかろうと関係がない。なぜならばそれは、他の村の決めごとにはすぎないからである。

② パブリック・コモンズ

ローカル・コモンズの枠を超え、社会一般や国家によって共有される場ないしは資源。公益性、公共性を特徴とする。

③ グローバル・コモンズ

国家を超えて共有される場とその資源。<sup>(6)</sup>

これにたいしてフィニー等は、コモンズを議論する際に資源にどのような財産権を設定するか、という観点からその所在に注目してこれを四つのカテゴリーに分類する。

① オープン・アクセス

誰にも開かれた資源。財産権の欠如。

② 私有財産

資源の利用から他者を排除する権利をともなう。

③ 共同体的財産 (communal property)

相互依存的なユーザーによって構成される身元確認の可能な規模 (tenurable) のコミュニティによって管理される資源。これらのユーザーは、外部者を排除する一方、ローカルコミュニティのメンバーによる利用をルールによって管理・統制する。コミュニティのメンバーは、しばしば資源に対する平等なアクセス権と利用権を持っている。これは、秋道のいう「コモンズ」、オストロムのいう「共有貯蔵資源 (CPRS)」に該当するものと解釈できよう。

④ 国有財産

資源に関する権利は政府に排他的に委ねられ、したがって政府は、資源へのアクセスおよび資源の利用レベル

などに関する意思決定をおこなう。<sup>(7)</sup>

本稿においては、コモンズというタームを秋道のいう「ローカル・コモンズ」そしてフィーニー等のいう「共同的財産」という意味で用いることにしたい。そしてコモンズというタームのポイントは、フィーニー等の指摘するように排除性 (excludability) と減算性 (subtractability) にある。<sup>(8)</sup>

### 第三章 コモンズの悲劇とその管理運営

#### 第一節 コモンズの悲劇 (The tragedy of Commons)

現在、コモンズは消滅の危機に瀕しており、これをいかに管理運営するかということが大きな課題となっている。

コモンズはなぜ消滅するのか。この問題に関して合理的な説明をおこなったのが、ハーディン (G. Hardin) である。そこで以下ハーディンの議論を簡単に紹介してみたい。彼の議論は、あくまでも思考実験 (Thought experiment) でありフィールドリサーチにもとづくものではない。しかしながらフィールドの現状を合理的に説明するうえできわめて重要な理論といえよう。

まず誰にでも開放されている牧草地を想像する。牧畜をしている人は、誰でも、共有地にできるだけ自分の家畜を放牧しようとするであろう。部族間の闘争、密猟、疾病などが、人間や動物の数を共有地の動物扶養能力の範囲内に保っているために、このようなやり方は何世紀も、問題を起さずにうまく続いていくであろう。

しかし結局、手直しの日、つまり長い間望まれていた社会の安定という目標が現実になる日がやってくる。この時点では、共有地についての本来の論理は情け容赦なく悲劇を作り出す。

すなわち牧畜を営む人は誰でも、合理的な人間として当然のことながら自分の所得を最大にしようとする。「自分の家畜をもう一頭増やしたら、自分の利益はどのようになるだろうか」。そうすることによる効用は、一つの利点と一つの不利な点を持っている。つまり、

①プラスの要素は、一頭の動物の増分の関数である。飼育者は、増えた動物を売った利益をまるまる手にすることができるので、プラスの効果は＋と見ることができるとができる。

②マイナスの要素は、もう一頭増やしたことによる過度の放牧の関数である。だが、彼が一頭を過度に放牧した影響は、その共有地の飼育者全部に分担されるので、この特定の決定を下した飼育者に対するこのマイナスの影響は、マイナス一の何十分の一かにすぎない。

プラス、マイナスの効用を加えて、ものわかつた飼育者は、自分のとるべき唯一の賢い手段は、自分の家畜を一頭加えることだと結論する。そしてもう一頭、もう一頭ということになる。だが、この結論は、この牧草地を共有するすべてのものわかつたいい飼育者が到達するものである。ここに悲劇がある。すなわち誰も彼もが、限られた世界（すなわち共同牧草地）のなかで自分の家畜をしゃにむに、無制限に増やそうと強制させるようなシステムにがんじがらめにされている。共有地の自由を信じ込んでいる社会では、すべての人が自分だけの最大の利益を求めて突っ走り、落ちつく先は荒廃である。共有地の自由は、すべての人に荒廃をもたらすのである。<sup>9)</sup>それでは、具体的にコモンズは、どのように統治・運営されるべきなのか。

## 第二節 コモンズの統治（管理運営）

コモンズの統治（管理運営）に関しては、さまざまな議論が存在する。ここでは以下三つの方法にまとめてみたい。



まず第一の方法は、ハーディンが主張するものであり、共有地の悲劇を回避するためには、徹底した国有化（公有化）ないしは私有化によって資源へのアクセスを制限ないし排除することが必要であるというものである。<sup>(10)</sup>

第二の議論は、オストロムのいう共有財の利用者自己管理であり、単純化して言えば共有材から直接便益を受ける人々にコモنزの管理・運営を委ねるといふものである。（共有財の利用者による自治的管理運営、Self-governed common-property arrangement<sup>(11)</sup>）。これに対してフリーニー等は、コモنزの統治（管理運営）に関するポイントとして①資源を利用する際の排除と管理を規定する制度的な配置（institutional arrangement）の重要性、そして②文化的要素の重要性を指摘し、コモنزの管理運営に関する新たな取り決めに考える際には、①草の根民主主義（grass-roots democracy）、②公共参加（public participation）、③ローカル・レベルの計画立案、などを考慮する必要があると主張する。<sup>(12)</sup>

以上のようなコモنزの統治（管理運営）に関するさまざまな議論を踏まえたうえで、次に具体的なケースとしてジンバブエのチスヴィイ村におけるコモنز（共同牧草地）のケースについて見てみたい。

#### 第四章 ジンバブエにおける共同牧草地の悲劇<sup>(13)</sup>と「フロンティア」の出現

##### 第一節 チスヴィイ村の生業形態と人の移動

本稿で取り上げるコモنزのケースは、マシヨナランド・セントラル州、マゾエ郡、チウエシエ地区、チスヴィイ村の共同牧草地である。なお地図1は、マシヨナランド・セントラル州におけるチウエシエ地区、そして地図2はチスヴィイ村を示したものである。

チスヴィイ村は、一九九〇年代半ばの時点で人口約八〇〇人、一世帯平均五名のおよそ四世帯で一つのユニット



地図1 マシヨナランド・セントラル州チウエシエ地区 (執筆者作成)



地図2 チスヴィ村 (執筆者作成)

を構成する拡大家族が、村全体で約四〇ユニット存在する。生業形態は農耕牧畜で、主要農産物はメイズであるが、その他換金作物として綿花、ひまわり、落花生、そしてタバコなどの生産もおこなわれている。<sup>14</sup>なお養鶏や養豚などに従事する農家も若干存在し、こうした農家は、世帯主が都市への出稼ぎによって現金収入を得ることができるとともに相対的に裕福である。

メイズは、少なくとも二〇〇〇年に至るまで自給用を除いて四キロほど離れたジンボにある「穀物流通公社 (Grain Marketing Board)」へ出荷された。<sup>15</sup>構造調整計画 (ジンバブウェでは、「経済構造調整計画 : E S A P」と呼ばれた) 以後、流通公社による独占が廃止されたために、民間の業者にメイズを売り渡す農民も存在したが、輸送コストがネックとなって流通公社の買い上げ価格を下回ったために、チスヴィイ村では、あまり一般化していなかった。また綿花も「綿花流通公社」へ出荷されていた。ちなみにタバコは現在も年に一度ハラレで開かれるオークションに出品される。

メイズの種子ならびに化学肥料は、近隣のタウンシップで現金によって購入されている。またメイズの製粉は現在、ほとんど手作業ではおこなわれておらず、電動製粉機を持つ村のグロサリーショップに依存しており、言うまでもなく有料である。その他グロサリーショップにおいて、村人たちは生活必需品である塩、クッキングオイル、そして石けんなどを現金で購入している。なお主食であるサツザの副食としては、菜種 (rapeseed) を油で炒めたものが一般的である。このようにチスヴィイ村においても貨幣経済そして市場経済は着実に浸透しており、その結果として村人のあいだに格差が発生し写真 1 に見られるように住居にもそれが表われている。ちなみにこの住宅の持ち主は、チスヴィイ村から約五〇キロ離れた人口約六万五〇〇〇人の地方都市ビンドゥーラの鉱山会社で長年勤務していた人物である。<sup>16</sup>

チスヴィイ村を含むチウエシエ地区の人の移動に関しては、詳細な数字を確認することができなかった。しかし



写真1

ながら州の単位で見るとマシヨナランド・セントラル州は、他州から同州への人の移動が同州から他州への人の移動を圧倒的に上回っている。そしてマシヨナランド・セントラル州の総人口に占める他州からの移動人口の割合は約九パーセントである<sup>17</sup>。さらに同州の人々の就業形態に関しては、家族単位の農業に従事するものが圧倒的に多く、チウエシエ地区では約七〇パーセントの労働人口がこれに従事している<sup>18</sup>。またこれを年齢別および性別で見ると、同郡においては一〇才から一四才の年齢層では農業従事者の割合は男のほうが高いが、一五才以上になるとこの比率は逆転する。すなわち家族単位の農業の担い手は女であることが示されており、これはチウエシエ地区だけではなくマシヨナランド・セントラル州全体に見られる現象である<sup>19</sup>。この事実の一つには、働き盛りの男性は現金収入を求めて出稼ぎに出ていることを意味すると見てよいであろう。

## 第二節 共同牧草地の制度的な配置

チスヴィイ村には村の東部、西部そして南部の三カ所に共同牧草地（コモنز）が存在する。写真2はチスヴィイ村最大の牧草地である東部共同牧草地のほぼ全景であり、この牧草地でコモنزの



写真 2

悲劇が発生した。その前にジンバブウェにおけるコミユナルランド (Communal Land) の制度的な配置について見ておく必要がある。そして特に問題となるのが同地域の所有権である。以下、歴史的にコミユナルランドの所有権および管理運営がどのような変遷を遂げたのかという問題について跡づける。

(一) ポストコロニアル期

一九八〇年のジンバブウェの独立後、コミユナルランドの所有権は、大統領に帰属し、実質的には国有地である。したがって同地域に属する共同牧草地も国有地ということになる。共同牧草地の制度的配置 (管理運営) は、一九九八年以前と以後では異なる。九八年以前の時期は、郡役場 (District Council) が一元的に管理運営にあっていたが、九八年以降はヘッドマン (Headman, ショナ語では Sabhuku) とチーフ (Chief, ショナ語では Sadhunu) そして郡役場の三者の担当となった。これは、それまでの「チーフおよびヘッドマン法、一九八二年 (Chiefs and Headmen Act 1982)」が廃止され「伝統的指導者法、一九九八年 (Traditional Leaders Act 1998)」が施行されたためである。なおコミユナルランドにおける土地の配分は、「コミユナルランド法 (一九九六年)」によって、郡役場がこれをおこなう権限を有しており、したがって

チーフとヘッドマンにはこの権限は付与されていない。<sup>(20)</sup>

この「伝統的指導者法」は、コミユナルランドにおける伝統的な統治構造を「復活」させ、それによってチーフ、ヘッドマン、ヴィレッジ・ヘッドという階層構造を成文化した。<sup>(21)</sup> ただし、伝統的指導者の三層構造は地域によって異なり、チウエシエ地区においては、チーフ、ヘッドマンという二層構造になっている。さらに同法は、シヨナ語で「ダレ (Dare)」と呼ばれる村の集会 (同法では Village assembly; そして Ward assembly と併記されている) および「開発委員会 (Development Committee)」が明記されている。「ダレ」は慣習的には、ヘッドマンが議長となり年齢、性別を問わず村人全員が出席する権利を有する。なお「伝統的指導者法」によれば、出席者は一八才以上の者という制限が付されている。<sup>(22)</sup> 発議権と発言権は、チスヴィイ村の場合、村に常駐するものに限られており、出稼ぎなどで長期にわたって村を不在にする者はこの権利を持たないようである。<sup>(23)</sup> なお最終的な意思決定は、基本的にはコンセンサスによるもので多数決の原理ではない。<sup>(24)</sup>

「伝統的指導者法」によれば、村レベルの「ダレ」と「開発委員会」は、ヘッドマンによって統括され、「地区 (Ward)」レベルのダレは、ヘッドマンとヴィレッジヘッドそして地区長 (ward councillor) によって構成され、互選により議長を選出する (任期一年) ことが定められている。<sup>(25)</sup> ちなみにチスヴィイ村の場合、九八年以前の時期、村レベルの「開発委員会 (Village Development Committee: V I D C O)」の議長は、都市から帰村した相対的に裕福な人物が選ばれていた。

一九八〇年のジンバブウェの独立から九八年にいたるまで、Z A N U P F 政府はチーフ、ヘッドマンそしてヴィレッジ・ヘッド等の伝統的指導者たちがローデシア時代 (コロンリアル期) に行政の末端機構に組み込まれていたという事実を否定的にとらえて、彼らの法的権限を大幅に縮小する「チーフおよびヘッドマン法 (Chief and Headman Act 1982)」を施行した。この法律によって徴税権と土地の分配権は伝統的指導者から剥奪され、彼ら



の法的権限は村人を対象とする民事裁判権のみに限定された。この意味において、「伝統的指導者法」は伝統的指導者の法的権限の強化という意味においてコロニアル期に彼らに付与されていた権限の部分的な復活であった。「伝統的指導者法」は、チーフおよびヘッドマンに対する徴税権を復活し、さらに公務員としての給与を支給し、コミュニケランドの管理運営に関する監督権を認めたが、同地域（共同牧草地を含む）の土地の再分配に関する権限は、従来どおり郡役場に付与されており、伝統的指導者にこの権限は付与されていない。

こうした法改正の背景には、地方行政の末端機構における機能不全という行政の問題、そして農村部における野党勢力の伸張といった政治の問題などを指摘することができるが、この問題に関しては別稿に譲ることにした。

## (2) コロニアル期

土地の所有権を基準とした場合、コロニアル期は三つの時期に分けることができる。すなわち現在のジンバブエの領土が「イギリス南アフリカ会社 (British South Africa Company)」によって所有されていた時期（一八九八年から一九三三年）、そしてイギリス自治植民地（南ローデシア）の時期（二三年から六八年）、そして六九年から八〇年までのローデシア共和国の時期である。現在のコミュニケランドは、コロニアル期を通じて「原住民居留地 (Native Reserve)」そしてのちには「部族信託地 (Tribal Trust Land)」と名称を変えたが実態は変わらなかった。

この地域の所有権は、南アフリカ会社の統治下においては同会社に帰属し、自治植民地の誕生から一九六八年までは高等弁務官、そしてそれ以後八〇年までは国際的には認知されなかった「ローデシア共和国」大統領が所有権を有していた。いずれにせよ現在のコミュニケランドは、コロニアル期を通じて実質的には国有地であり、現在と同じであった。<sup>(26)</sup>

現在のコミユナルランドの土地の分配に関する権利は、コロニアル期を通じて形式的には総督、そして実質的には原住民担当局 (Native Department) の原住民監督官 (Native Commissioner) に委ねられた。チーフおよびヘッドマンは、原住民監督官によって任命され、村の管理運営をおこない、徴税権ならびに民事裁判権を行使した。なおチーフに対しては、時に応じて給与が支給された。したがって共同牧草地も制度上は原住民監督官の所轄であり、チーフとヘッドマンは原住民監督官の指図にもとづいて日常的な運営をおこなっていたにすぎなかった。

### (3) プレコロニアル期

多くの文化人類学者が指摘しているように、プレコロニアル期のジンバブウェにおいて、そして少なくともシヨナ社会においては、土地に対する私有財産権 (私的所有権) という制度は存在しなかったといわれている<sup>(27)</sup>。その理由は当時、移動焼き畑農耕が主たる農耕形態であったこと、そして未利用地が存在したことなどに求められる。なお新たな村落を建設する際の土地は、チーフによって未利用地が分配され、個々の村落内部での居住地と耕作地はヘッドマンによって再分配されていた。したがってこの意味において、土地はチーフとヘッドマンによる再分配、そして管理運営の対象となっていたと理解することができる<sup>(28)</sup>。

もちろんシヨナ社会にも *Cintu* (私物) という言葉に示されるように、たとえば家畜、家屋、食器、収穫物などには私有財産権が設定されていた。また個人ないしは家族の耕作地には排他的な占有権が設定されていた。これに対して共同牧草地は、コモンズであっていかなる村人も占有権を持つことができなかった。そしてこれは現在でも同様である。プレコロニアル期においては未利用地が存在したためにここに家畜を放牧することにまったく問題がなかったのであろう。したがって土地に対する私的所有権を制度化する誘因も存在しなかったと考えるよいであろう。



こうした社会形態が存続し得た基本的な条件、あるいはハーディンのいう「共有地の悲劇」が発生しなかった原因とは何であろうか。仮説としては以下の三点を指摘することができる。

① コミュニティーのメンバーのあいだにメンバー間に敵対意識を引き起こすような貧富の差が存在しなかったこと。すなわちスコット (J. Scott) の言うすべてのメンバーが等しく貧しいことによる「モラルエコノミー (moral economy)」の存在、「強要される気前の良さ (forced generosity)」や、「安全第一の原則 (safety-first principle)」<sup>(29)</sup>「生存のための倫理 (subsistence ethics)」あるいはギアーツ (Clifford Geertz) のいう「貧困の共有 (shared poverty)」といった社会規範が存在した<sup>(29)</sup>こと。

② 未利用地の存在。権威主義的な (独裁的な) チーフあるいはヘッドマンが存在した場合、あるいは村落が人口過剰となつて村の周囲に未利用地がなくなつた場合に、その村落を離れて新天地へ移住可能であつたこと。

③ オルソン (Mancur Olson) の指摘する「認知可能な (noticeable)」あるいはフィーニーのいう「確認可能な (identifiable)」人間関係が成立する規模のコミュニティであつたこと。そしてこれによつていわゆるフリーライダーの発生を抑制することができたこと。<sup>(30)</sup>

以上のような条件が存在したために、互酬、分配、年齢による秩序、そして先祖儀礼を含むシヨナの一般的な社会規範である「チワヌー (Chivanu)」が実効性を持つことができ、その結果として共同牧草地であるコモングが存続し得たと考えることができる。

### 第三節 東部共同牧草地の悲劇

一九九七年当時、チスヴィイ村の共同牧草地は、隣村カケダ村の住民による小規模な占有を除いて、観察しうる限りにおいて村人による占有は見られなかった。しかしながらそれからわずか一年後には、村人によるフェンス



写真3



写真4

の設置という形で共同牧草地に対する浸食が進んでいた。写真3は、一部の村人たちが、共同牧草地の一部をみずからの耕地として占有しようとしていることを示している。

チスヴィイ村の住民は、こうした一部の住民による共同牧草地の占有に不満を抱いていたが、村議会である「ダレ」の場でこれが公に議論されたという情報は得られなかった。しかしながら一部住民による共同牧草地の一方的な占有に対する他の村人たちの直接的な抗議



写真 5

行動は、一九九九年から二〇〇〇年のあいだに確認できた範囲では二件発生した。一件は、写真 4 の共同牧草地内の耕作地をめぐるものである。この耕作地はチスヴィイ村に隣接するカグダ村の一住民によって開墾されたものであり、チスヴィイ村のヘッドマンがこの村人に注意したが聞き入れられなかった。これに怒ったチスヴィイ村の住民の一人がその村人に直接抗議してケンカとなり相手にけがを負わせた。その結果、けがを負わせた村人はビンドウーラの警察に一週間拘留され、さらに被害者に賠償金を支払った。しかしながら当該の耕作地は共同牧草地から撤去されなかった。

もう一つの事例は、チスヴィイ村の西部共同牧草地で発生した事件である。写真 5 に見られる住宅はこの共同牧草地に建設されたものであるが、廃墟と化している。これはこの住宅建設に怒った村人たちが焼き討ちにしたためである。

#### 第四節 なぜ悲劇が起こるのか

それではなぜこのような悲劇が発生するのであろうか。ここでは次の三点を指摘しておきたい。すなわち、

- ① 地方（末端）行政の機能不全
- ② 伝統的指導者の職権乱用

③ 市場経済の浸透と村における所得格差の拡大である。

先に述べたようにコミユナルランドにおける土地の配分は「コミユナルランド法」によって郡役場にその権限が付与されており、チーフとヘッドマンは、「伝統的指導者法」によってその日常的な管理・運営が認められているに過ぎない。したがって法律上、彼らが、みずからの判断で共同牧草地を含むコミユナルランドの土地を第三者に分配することは違法行為となる。しかしながら一般的に村の住民は、プレコロニアル期の慣習法に従ってチーフとヘッドマンが土地の分配権を有しているという認識を持っている。そのためチスヴィ村の東部共同牧草地に対する一部の住民による占有もヘッドマンの承認にもとづいておこなわれたものであり、決して村人の一方的な行動によるものではない。また郡役場がチスヴィ村のヘッドマンの行為を越権行為として摘発するという事態は起こらなかった。ちなみにチーフは大統領としてヘッドマンは地方政府・国家住宅供給相による任命であり、両者は罷免権を有している。<sup>31)</sup>

チーフやヘッドマンが、土地の配分をめぐるいわゆる賄賂を受け取ったという風聞はしばしば確認することができた。しかしながら土地の配分を受けた者にとって「贈答行為」や「互酬」は「チワヌー」に即した伝統的な儀礼であり、これを回避することは少なくとも農村部においては極めて困難である。国有地であるコミユナルランドにおいては土地の私的所有権は存在しないし、「チワヌー」にもこの理念は盛り込まれていない。したがって土地の配分によって発生する占有権こそが問題となるが、これに関する村人の一般的な認識は「チワヌー」に従ってチーフならびにヘッドマンが土地の分配権を保持しており、土地を配分された者はその土地に対する占有権を認められたと考えている。このため村人にとっては、みずからの耕作地を拡大するためにチーフないしはヘッドマンにこれを求めること、そしてチーフやヘッドマンが何らかの報酬を受け取るとはシヨナ社会

の規範に照らして正当な行為となる。その一方で先に述べたように「コミユナルランド法」においては、同地域の土地の配分、占有そして利用は郡当局の管轄事項となっている。そしてこの場合、郡当局は、当該地域の「慣習法」を斟酌することが求められている。<sup>32)</sup>

一般的に慣習法は、慣習法であるが故に成文化されていない。ジンバブウェにおいても同様であり、これに加えてシヨナ社会とンデベレ社会とでは慣習法は異なる。さらにシヨナ社会においても慣習法(社会規範)は一般的には「チワヌー」と呼ばれるが、その内容は地域によって細部が異なり、たとえば「ローラ (Road)」ないしは「ロボラ (Robora)」と呼ばれる婚資儀礼の内容がそうである。したがってコミユナルランドを統轄する郡役場はその管理運営において当該地域の慣習を踏まえねばならず、こうしたことが環境保全、開発、あるいは便益と費用にもとづく経済的合理性と相容れない結果を生み出す原因となっている。

チーフならびにヘッドマンは、「伝統的指導者法」の施行以来、公務員としての給与を支給されるようになった。これによって彼らは、定期的に現金収入を得ることができるが、その一方で彼らは成文法そして慣習法によって日常的なコミユナルランドの管理運営を義務づけられている。このことはチーフとヘッドマンが所轄の村に常駐しなければならないこと、その結果として都市への出稼ぎができないことを意味する。ようするに彼らにとって、現金収入を得る機会はきわめて限られているのである。したがってチーフやヘッドマンにとっては、現金を得る機会として慣習法に従って土地を分配することはきわめて大きな収入源といえよう。ちなみにチスヴィ村においてもっとも裕福な人物は、ヘッドマンではなく長年都市に出稼ぎに出て帰村した者かあるいは農業を副業として別に本業(たとえば教員など)があり、かつ家族のなかに政府の要職についている者(たとえば息子)がいる家庭である。

共同牧草地の浸食は、農村部における人口増加を背景として発生したという説明は可能であろうか。確かに八

○年代においてはジンバブウェの人口増加率は年平均三・三パーセントに近く、これは大きな社会問題となっていた。そして農村部においては自給のための食糧生産のためにより広い耕作地が求められていた。しかしながら現在は、とくにエイズの蔓延によって人口増加率は〇・六パーセント台である<sup>33</sup>。したがって耕作地の拡大による農業生産の増大は、自給用食糧の確保というよりは余剰生産物の市場への出荷をめざしたものと考えてよいであろう。この背景には、九〇年代初頭から実施された「経済構造調整計画（ESAP）」の結果、インフレーションが加速化したことを指摘できる。

一九八〇年代のジンバブウェにおいては、統制経済によってモノの値段は人為的に抑えられていた。したがって農耕に不可欠なメイズの種子や化学肥料を、農民たちはきわめて安い値段で購入することができた。しかしながらESAP以降、統制価格が撤廃され市場によってモノの値段が決まるようになった結果、メイズの種子や化学肥料の価格は急騰した。チスヴィイ村の共同牧草地の浸食が顕著な現象となった九〇年代末は、インフレーションが一挙に加速化した時期でもあったことは偶然ではないだろう。したがって農民たちがメイズの種子や化学肥料を購入するための手段としては、出稼ぎか耕地の拡大による増収、あるいはその両方しかなかったのである。そして村人のなかでもその両方をなした者は、副業として養鶏や養豚をおこないさらに裕福になっていったいわゆる「成功者」であった。先に言及したスコットのいう「モラルエコノミー」、「強要される気前の良さ」や、「安全第一の原則」、あるいはギアーツのいう「貧困の共有」といった社会規範は、チスヴィイ村では次第に形骸化しその残滓が存在するに過ぎない。そして所得格差にもとづく貧富の差がチスヴィイ村においても次第に顕著なものとなりつつあった。この意味において、オストロム等が主張する共有財の利用者自己管理は、村人間の所得格差が拡大したために実現が難しかった。なぜならば利用者自己管理は、ほぼ同じレベルの生活水準の自律した個人による平等参加を前提とするからである。以下に述べるケースは、これを端的に示している。



チスヴィ村の出身で、村から約一五〇キロほど離れた地方都市のチノイの製粉会社に勤めるある人物は、共同牧草地の一部を自分の耕作地として占有した。彼はある時、社内での昇進祝いと称してチスヴィ村の住民をチノイで開いたパーティーに招待し、そのための移動の手段も提供した。チスヴィ村での調査期間中、「成功者」として彼を妬む村人は幾人か見受けられたが、彼のこうした「善行」を賞賛する者はいても共同牧草地を占有した彼の行為を非難する者は一人もいなかったのである。

このケースはいわゆる互酬行為を示している。村人たちは、共同牧草地の一部を耕作地として占有することが慣習に反することを十分に認識している。その一方で彼らはこの人物によって提供される「贈答品」を受け入れることによって彼の占有を暗黙裏に承認しているのである。この人物とパーティーに招待された村人のあいだには明らかにパトロン・クライエント・クライエント関係が見られる。この人物は村人たちよりも経済的に優位に立ち、この意味において両者は対等な関係ではない。そしてこの人物と村人たちの関係は、一人の人物と村人の集団ではなく、この人物と村に住む個々の戸主との対 (Dyadic) の関係である。そしてさらに言うならば、村におけるこの人物のパトロン・クライエントのネットワークは、同じキンシップやリネージに属する人々ばかりではなく、オートール (F. O'Toole) の言う「スーパーリネージ (superlineage)、すなわちこの人物と擬似的な家族・血縁関係にある人々および地縁関係にある人々をも含むものとなっている<sup>(34)</sup>。したがってこの人物とクライエントである村人の関係は互酬関係ではあっても、必ずしも市場経済における等価交換ではない。この村のような閉ざされた共同体においては、しばしばパトロンには採算を度外視した財の贈与が見られるし、またクライエントも十分な報酬が期待できない場合にもサービスを提供せねばならないケースも存在するのである。

以上のようなケースは、パトロン・クライエント関係においてパトロンがクライエントに対し十分な対価を提供できなくなったときに両者の関係は終了する、という議論に再考を促すものである<sup>(35)</sup>。パトロン・クライエント

関係が、両者が等価と考える財の交換にもとづく上下関係であるとすれば、等価交換がおこなわれなくなったとパトロンないしはクライエントが認識した時点で、両者の関係は合理的選択により終了するであろう。しかし村落共同体のような閉鎖的な社会においてはパトロンとクライエントが同じリネージに属している場合、あるいは両者が互酬関係、トーテム関係あるいは地縁関係を通じて擬似的な血縁関係に入った場合、互酬の終了が直ちにパトロン・クライエント関係の終了をもたらすとは考えにくい。むしろ家族的紐帯、あるいは疑似血縁的紐帯を通じてパトロンはクライエントに対して家父長的 (paternalistic) な義務の履行を求められるであろうし、またクライエントも年長者に対する義務の履行を求められるであろう。たとえばブデイロンも指摘しているように父系社会のシヨナ社会においては、自分から見て父親の兄弟は「お父さん」、そして母親の姉妹は「お母さん」そして従兄弟は兄弟・姉妹と呼ばれる<sup>(36)</sup>。こうした人間関係に象徴されるように、家父長的な家族的紐帯あるいは疑似血縁的紐帯は、農村社会においては、たとえ文化が急激に変動している現代においても容易に無視することはできない価値として存在していると考えられる。

一九九〇年代後半以降、東部共同牧草地は、このような一部の村人、いわゆる「成功者」による農耕地の拡大によって次第にその面積を失っていった。これに加えて同牧草地を最終的に消滅させる事態が九〇年代末から二〇〇〇年代にかけて発生した。すなわち牛の過剰放牧である。

一般に牧草地は、牛一頭につき一〇ヘクタールが理想的とされる<sup>(37)</sup>。東部牧草地の面積は、村人によれば二〇〇ヘクタール以上であるためここに放牧される牛の頭数は二〇頭から三〇頭程度となる。しかしながら二〇〇〇年代にいたって一方で農耕地の拡大によって浸食され、他方において牛の頭数が増大したためにこの地域は共同牧草地としての機能を失った。なぜ牛の頭数が増加したのかについては、地方政府の機能不全そしてヘッドマンによる慣習的な承認などの理由を列挙することはできるが牛の頭数の増加を説明することはできない。しかしなが



ら二〇〇〇年代のジンバブエの経済状況を踏まえるならば、先に述べた「成功者」たちの所有する牛の頭数の増加に加えて、以下のような仮説を立てることは可能である。

周知のように、「ハイパーインフレーション」に至る二〇〇〇年代のジンバブエの経済不況は、都市部・農村部を問わず十分な現金収入を得ることができない人々の生活を直撃した。これに加えて〇〇年代半ばの干ばつによりジンバブウェ北部および南北マタベレランド州、マシング州における農産物の生産量は低下した。これらの地域の人々は主食であるメイズを自給できず、これに加えてメイズを購入するための現金を十分に持たなかった。このためこれら地域の住民は干ばつの被害を比較的受けなかった地域（たとえばマゾエ地区など）に出向き、所有する牛とメイズを物々交換することによってメイズを手に入れたのである。チスヴィイ村の村人によれば交換レートは、牛二頭でメイズ一トンであったという。

二〇〇〇年代の経済不況による農村部における物々交換経済においては、「リージョン2」そして「リージョン3」と呼ばれる農耕に最も適した地域の住民は「リージョン4」および「リージョン5」と呼ばれる基本的には農耕ではなく牧畜に適した地域の住民から多数の牛を取得することになった。<sup>(38)</sup> その結果、チスヴィイ村で見られたように村人の所有する牛の頭数が急激に増大し、その結果、共同牧草地の牧草再生能力が失われたのであった。

共同牧草地の収容能力を超えた牛の頭数の増大は、二つの事柄を意味している。一つは、言うまでもなくシヨナ社会においては、伝統的に牛の頭数がその家の富裕さを象徴する、ということである。都市部・農村部を問わず「ローラ」あるいは「ロボラ」と呼ばれる婚資儀礼が実践されているジンバブウェにおいては、新郎から新婦の両親へ数頭の牛が婚資として贈呈されるが、この際、新婦の両親から要求される牛の頭数を十分にまかなえるだけの頭数の牛を新郎とその家が所有していることが家の格を規定すると言われている。もう一つは、商品としての牛である。先に述べたように二〇〇〇年代の経済不況そして「ハイパーインフレーション」は、最終的に通

貨としてのジンバブウェドルの無価値化、そして「ドラライゼーション」と呼ばれる主として米ドルと南アフリカ共和国の通貨ランドなどの外貨の流通貨幣化へと導いた。この過程において先に述べたように外貨を獲得することが困難な農民たちは、牛などの家畜そして農産物を貨幣として使用して生活必需品を入手したのであった。以上のような理由から、まさにハーディンが指摘したように一人の農民にとっては牛の頭数を増やすことはまさに合理的な選択であったが、その一方において村人全体にとっては牛の頭数の増加は合理的な選択とはならなかったのである。

#### 第五節 共同牧草地の復活とフロンティアの出現、そして新たな悲劇

二〇一〇年以降、一度は消滅の危機を迎えた東部牧草地は、復活の兆候を見せつつある。それではなぜこの牧草地は復活しつつあるのだろうか。その最大の理由は、同牧草地に持ち込まれた牛の頭数の減少である。すなわち牛の頭数が減少したことによって東部共同牧草地の牧草の生育が回復しつつある、ということである。それではなぜ過剰放牧の問題が解決されたのであろうか。その理由は、ハーディンが主張したような牧草地の国有化ないしは私有化ではなく、またオストロムが主張したような牧草地から直接的な利益を受ける住民による自己管理でもなかった。チスヴィイ村の東部共同牧草地は、牛のための新たな「フロンティア」がジンバブウェに出現し、これによって多数の牛が「フロンティア」に移されたことによって救済されたのである。

本稿でいう「フロンティア」とは、未開拓の土地ないしは未利用地を指しているのではない。ジンバブウェの文脈における「フロンティア」とは、二〇〇〇年七月から公式に開始された「最優先土地改革 (The Fast Track Land Reform)」によって政府が強制的に接収した旧白人農園を指している。「最優先土地改革 (通称ファストトラック)」の詳細については本稿では論じない。あくまでも共同牧草地との関連に限定して論ずることにしたい。

「ファストトラック」によって何世帯が旧白人農園へ「再入植」したのかについては、現在のところ定かではない。ZANU PF によれば、「ファストトラック」によって二二二万七〇〇〇ヘクタール（国土の約三二パーセント）の白人所有の農地が強制収容され、二七万六六〇〇世帯がこれらの土地に入植したとされており、スクーンズ (Tan Scores) 等は、二〇一一年までに一七万世帯が旧白人農園へ移動したと述べている。<sup>(39)</sup>

「ファストトラック」にもとづく再入植計画においては、二つの入植モデルが設定された。一つはA1モデルと呼ばれ、このモデルには小規模生産農家の各世帯が独立して入植するスキーム、そして小規模生産農家が入植後に村落を形成するという二つのスキームが存在する。もう一つのモデルはA2モデルと呼ばれ、これは政府によって提供される入植地もA1モデルよりも遙かに大規模であり、商業農業を主眼としている。スクーンズ等によれば両モデルはかなり多様性があり、また両モデルが重複しているケースも見られるという。<sup>(40)</sup> 筆者が調査をおこなったマシヨナランド・セントラル州およびマシヨナランド・ウェスト州のケースにおいては、A1モデルでは独立した小規模生産農家の入植と村落化型の入植の両方が見られ、耕地面積は八ヘクタールから一二ヘクタール程度が一般的であった。他方、A2モデルは、耕地面積が二〇〇ヘクタール以上の農園も存在する。

チスヴィ村においてはこの「ファストトラック」によって約一〇世帯がA1農民として村から移動した。<sup>(41)</sup> もちろん彼らは所有する牛を再入植地へと移動させたために東部牧草地の牛の頭数が減少し、これによって同地域の牧草が次第に回復することになったのである。

以上のように、東部牧草地が消滅寸前の危機的状况から回復の方向に向かいつつある直接的な原因は牛の頭数の減少であるが、牛の頭数を減少させたのはこの村の農民がA1農民として牛とともに再入植地へ移動したためである。そして再入植地という「フロンティア」を創り出したのが政府の「ファスト・トラック土地改革」であった。ZANU PF 政府は権力を行使することによって白人農園を強制収用し、農民に「フロンティア」を

提供した。その結果、東部牧草地は消滅の危機を脱したのであった。このことは次のように解釈することが可能である。すなわち共同牧草地（共有材）の管理運営は、最終的に政府の介入により成果を上げることができる。ジンバブウェの場合、共同牧草地が位置するコミユナルランドは先に述べたように国有地であり、したがってハーデインの主張するような私有財産化は現在のところ事実上不可能である。他方、共同牧草地から一義的に利益を受ける人々による自主管理は、貧富の格差が拡大しつつありその一方でパトロン・クライエント的な社会構造、そしてキンシップリネージ、およびスパーリネージなど血縁的・疑似血縁的な家長構造そして地縁関係を依然として残している社会においては実現されにくい。ほぼ同じレベルの生活水準の自律した個人によって平等参加を前提として構成される自主管理組織による共有材の管理運営は、少なくともジンバブウェの農村部においてははその社会構造ゆえに困難を伴うと考えられる。このことは一九八〇年代、ジンバブウェの農村部において政府が積極的に推進した協同組合化が、十分な成果を上げることなく消滅したことを想起する必要がある。

ところでこのように東部共同牧草地がその機能を回復しつつある一方において、チスヴィイ村では新たな共同牧草地の悲劇が発生した。すなわち同村の南部共同牧草地が消滅したのである。写真6・7は九〇年代の半ば、そして写真8・9は二〇一四年当時の南部牧草地である。この写真からも明らかなように同牧草地における悲劇は、二〇〇〇年代後半からはじまった宅地化によるものであった。村人によればこれはチスヴィイ村における人口圧力によって引き起こされたものであった。

この人口圧力は、単に村の人口の自然増加のためばかりではなく、都市へ移住した村人の帰村が一つの原因であるという。すなわち二〇〇〇年代の経済不況の結果、都市へ移住した人々が失業し、あるいは職を得ることができなかったために再び村に戻ったということである<sup>(42)</sup>。しかしながら村の居住地域はすでに人口過密状態のため、彼らは南部共同牧草地の宅地化を開始したという。牧草地の過剰放牧は牛の頭数を減らせれば解決可能であるが、

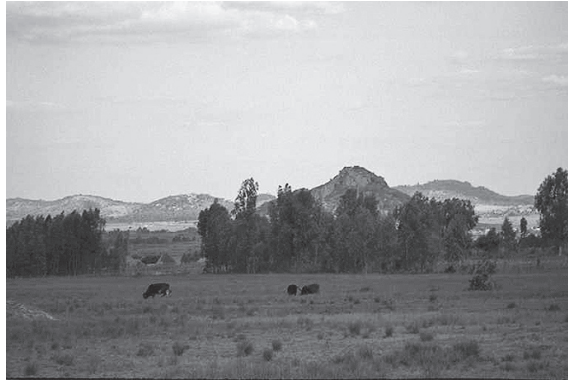


写真 6



写真 7

南部共同牧草地の回復はこの地域が宅地化されたために、同地域に建設された住宅とその周囲の耕地を撤去し、そこに暮らす人々を移動させない限り不可能である。この意味において南部共同牧草地は事実上、消滅したのである。

南部共同牧草地の宅地化は、東部共同牧草地が復活の兆しを示しはじめた時期と一致することは興味深い。村人たちは東部共同牧草地の復活を見越して南部共同牧草地の宅地化に着手した可能性は十分に考えられる。そしてこの宅地化が、ヘッドマンの承認にもとづくものであることは言うまでもなく、また郡役場がこ



写真8



写真9

の事態を等閑に付したことも  
おそらく事実であろう。

### 結論

本稿は、コモンズに関するさまざまな議論を踏まえてジンバブウェの一農村であるチスヴィ村のコモンズ（共同牧草地）の変動を分析した。そしてジンバブウェの場合、政府の「ファストトラック土地改革」によって共同牧草地が救済されるという結果をもたらした。このような政府の介入は、おそらく他の国家において発生する可能性は極めて低いであろう。「ファストトラック土地改革」は、ZAN



UPF 政権という「革命政権」による植民地支配の精算であり、同政権は強制的に「フロンティア」を創り出したのである。したがってこれは特殊ジンバブエ的なケースとして見る事ができよう。

「ファストトラック土地改革」は現在も進行中であるが、「フロンティア」とは別に従来の共同牧草地が保全されるべきであるとするれば、政府は「コミユナルランド法」や「伝統的指導者法」などを、共同牧草地の保全のために厳格に施行する必要がある。そして「コミユナルランド法」には、同地域の土地の配分および管理運営に關しては「慣習法」を斟酌することが明記されていることから、チーフやヘッドマンだけではなく農村部の住民との協議も欠かすことはできないであろう。

他方、貨幣経済そして資本主義経済はチスヴィ村にも着実に浸透しており、村の住民のあいだには明らかな所得格差が見られる。市場経済によるインフレがさらに進行するなかで人々が村における生活条件を改善しようとするならば、都市部への出稼ぎ労働はさらに加速化されるだろう。そして出稼ぎによって蓄積された資本が村にフィードバックされれば、耕作地と牧草地の拡大を目的とした「成功者」のあいだの競争はさらに激しいものとなり、コモنز（共同牧草地）はいずれ消滅してしまうであろう。

本稿で指摘したようにシヨナ社会の文化的規範である「チワヌー」の存立条件はすでに消滅し、「チワヌー」それ自体が形骸化しているのが現実の姿である。そしてブディロンが指摘するように人々は、現在の環境に適した事柄を自分たちの文化の中から取捨選択する<sup>(43)</sup>。これは「成功者」がパトロン・クライエント関係、互酬関係、キンシップ、リネージ、そしてスーパーリネージなどの社会・文化構造を利用して富の蓄積をおこなっていることに端的に示される。

共同牧草地（共有材）の消滅を避けるためには、先に述べたようにコモنزの保全を目的とした法の厳格な施行が不可欠である。と同時に、政府は資本主義経済・市場経済という現代的な環境を踏まえた共有財に対する共

通理解、すなわち共有財を保全することによって得られる利益についての共通認識を村人の中に浸透させることが是非とも必要である。

- (1) 本稿は、拙稿「ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇—マシヨナランド・セントラル州の農村をケースとして—」、『法学研究』第七九巻第七号（二〇〇六年七月、一—二七頁）に大幅な加筆・修正を加えたうえで、改訂・増補したものである。
- (2) 秋道智彌、『コモنزの人類学』、人文書院、二〇〇四年、一二頁。
- (3) Ostrom, Elinor, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge Univ. Press, 1990, p.30.
- (4) Keohane, Robert O. and Elinor Ostrom ed., *Local Commons and Global Interdependence: Heterogeneity and Cooperation in Two Domains*, Sage Publication, 1995, p.14.
- (5) Feeny, David, Fikret Berkes, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson, 'The Tragedy of Commons: Twenty-Two Years Later', *Human Ecology*, Vol.18, No.1, 1990, p.4.
- (6) 秋道、前掲書、一五—二四頁。
- (7) Feeny et al., *op.cit.*, pp.6-7.
- (8) *Ibid.*, p.3.
- (9) ガレット・ハーディン、松井卷之助訳、「共有地の悲劇」、『地球に生きる倫理』所収、佑学社、一九七五年、二五—二頁。
- (10) Hardin, Quoted in Ostrom, *op.cit.*, p.9.
- (11) *Ibid.*, pp.58-102.
- (12) Feeny et al., *op.cit.*, p.13.
- (13) チスヴィイ村の共同牧草地に関する情報は、一九九七年から二〇〇〇年、そして二〇一〇年から二〇一五年にかけ



ておこなった現地調査によって得られたものである。

(14) 二〇〇〇年代半ば、チスヴィイ村は一人口過剰のため、そして二村長の行政手腕の欠如のため二つの行政区画に分割された。

(15) 村人によれば約一トンのメイズの収穫があれば、ほぼ一年間は主食の自給が可能であるという。したがって一トン以上を生産し余剰が得られれば、余剰分を販売して現金収入を得ることができる。なお二〇一五年現在、多くの村人はメイズをGMBへ出荷していない。その理由はGMBによる支払いが六カ月ないしはそれ以上遅延するからである。そのため村人たちは買い上げ価格がGMBよりも安価であるが現金による即時支払い、そしてGMBへの輸送コストがかからない(つまり業者がトラックで農家を巡回する)ために民間の業者にメイズを出荷しているケースが圧倒的多数である。

- (16) *Mashonaland Central Province, Comparative Tables: District Population Indicators and Information for Development Planning*, Central Statistical Office(CSO), Harare, 1989, p.5.
- (17) *Zimbabwe in Maps: A Census Atlas*, Harare, CSO, 1989, p.22.
- (18) *Mashonaland Central Province: Comparative Tables*, p.6.
- (19) *Ibid.*, pp.7 and 18.
- (20) *Communal Land Act*, Revised Edition, 1996, p.402. *Traditional Leaders Act*, 1998, p.19.
- (21) *Traditional Leaders Act*, 1998.
- (22) *Ibid.*, p.15.
- (23) 一九九七年八月に実地した筆者の現地調査による。
- (24) ただし、これはチスヴィイ村が特殊なケースである可能性がある。ブディロン (M.F.C. Bourdillon) によれば、ダレにおける意思決定は、ヘッドマンの性格に依存しており、村によってはヘッドマンによる強権的な意思決定がおこなわれる村もあるという(二〇〇七年一〇月、アフリカ研究センター(ライデン)のセミナーにおける発言)。
- (25) *Ibid.*, p.18.
- (26) *British South Africa Co. Papers Relating to The British South Africa Co. II Proclamation Dated 25<sup>th</sup> November*,



- Summe, *Zimbabwe's Land Reform A summary of findings*, p.9, <http://zimbabweland.net/Zimbabwe's%20Land%20Reform%20Booklet%20Web.pdf#search=%27Zimbabwe%27s+Land+Reform++A+summary+of+findings%27> (二〇一五年一〇月一五日アクセス)。
- (38) ジンバブウェは、農業生態学的に主として降雨量、土壌そして植生にもとづいて五つの自然地域に分けられている。詳しくは、FAO Document Repository, Title: Fertilizer Use by Crop in Zimbabwe (<http://www.fao.org/docrep/009/a0395e/a0395e06.htm> 二〇一五年一〇月二八日アクセス) を参照された。
- (39) ZANU PF Election Manifesto 2013, p.12. Scoones, Ian, *et al.*, *op. cit.*, p.2.
- (40) Scoones *et al.*, *Ibid.*, p.2.
- (41) チスヴィ村から再入植地へと移動した農民はなぜ再入植地を手に入れることができたのであろうか。複数の村人は、郡長 (District Councilor) と自分の父親が友人関係であったために、再入植地への入植の機会を与えられたと語った。なお A-1 農民は、面積に関係なく年二五米ドルを借地料として郡役場に納めねばならない。
- (42) 帰村した人々は、少なくとも村に戻れば住居は確保でき、またメイズの自給によって食糧を確保できるといふことを期待していた。
- (43) Bourdillon, *op. cit.*, p.14.